

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月4日

佐賀県教育委員会教育長 古 谷 宏

佐賀県教育委員会規則第11号

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則

佐賀県教育庁組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(分課)</p> <p>第2条 教育庁の本庁に次の課を置く。</p> <p>教育総務課・教育振興課</p> <p>教育情報課</p> <p>教職員課～文化財課</p> <p>2・3 略</p> <p>(課の分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課・教育振興課 略</p> <p>教育情報課</p> <p><u>(1) 教育の情報化に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。</u></p> <p><u>(2) 教育の情報化に関する教職員の人材育成に関すること。</u></p> <p><u>(3) その他教育庁、教育機関及び公立学校の情報化の推進に関すること。</u></p> <p>教職員課 略</p> <p>学校教育課</p> <p>(1)～(10) 略</p>	<p>(分課)</p> <p>第2条 教育庁の本庁に次の課を置く。</p> <p>教育総務課・教育振興課</p> <p>教職員課～文化財課</p> <p>2・3 略</p> <p>(課の分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課・教育振興課 略</p> <p>教職員課 略</p> <p>学校教育課</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 教育の情報化に関する施策の企画及び調整に関すること。</u></p>

改正前	改正後																		
<p>保健体育課・文化財課 略 (室)</p> <p>第5条 教育総務課に県立高校再編整備推進室を、教育振興課に特別支援教育室を、学校教育課に人権・同和教育室を置く。</p> <p>2 略</p> <p>第14条 第6条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる課又は室に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理する。</p> <table border="1" data-bbox="241 783 1099 1171"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>課又は室</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>指導主幹</td> <td>教育振興課 教育情報課 学校教育課 保健体育課</td> <td>指導主事の事務に関する調査及び企画事務</td> </tr> </tbody> </table>	職	課又は室	職務	略			指導主幹	教育振興課 教育情報課 学校教育課 保健体育課	指導主事の事務に関する調査及び企画事務	<p>(12) <u>教育の情報化の支援に関すること。</u></p> <p>(13) <u>教育の情報化に関する教職員の人材育成に関すること。</u></p> <p>保健体育課・文化財課 略 (室)</p> <p>第5条 教育総務課に県立高校再編整備推進室を、教育振興課に特別支援教育室を、学校教育課に<u>教育情報化支援室及び</u>人権・同和教育室を置く。</p> <p>2 略</p> <p>第14条 第6条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる課又は室に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理する。</p> <table border="1" data-bbox="1169 783 2027 1171"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>課又は室</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>指導主幹</td> <td>教育振興課 学校教育課 <u>学校教育課</u> <u>教育情報化</u> <u>支援室</u> 保健体育課</td> <td>指導主事の事務に関する調査及び企画事務</td> </tr> </tbody> </table>	職	課又は室	職務	略			指導主幹	教育振興課 学校教育課 <u>学校教育課</u> <u>教育情報化</u> <u>支援室</u> 保健体育課	指導主事の事務に関する調査及び企画事務
職	課又は室	職務																	
略																			
指導主幹	教育振興課 教育情報課 学校教育課 保健体育課	指導主事の事務に関する調査及び企画事務																	
職	課又は室	職務																	
略																			
指導主幹	教育振興課 学校教育課 <u>学校教育課</u> <u>教育情報化</u> <u>支援室</u> 保健体育課	指導主事の事務に関する調査及び企画事務																	

附 則

この規則は、平成28年10月5日から施行する。